

# 飼養衛生管理基準改正について

飼養衛生管理基準が改正されました  
(令和7年10月1日施行)

## ◎対象動物にエミューが追加されました

### 全対象動物

牛・水牛・鹿・めん羊・山羊  
豚・いのしし  
鶏・あひる・うずら・きじ・エミュー・  
だちょう・ほろほろ鳥・七面鳥  
馬

上記動物を飼養している場合は届出が必要です

## ◎非商用家畜の基準が制定されました

非商用家畜とは、下表の頭羽数を飼養し、かつ、生きた家畜や乳・卵等の生産物の出荷を行っていない農場で飼養されている家畜のことです

|                            |        |
|----------------------------|--------|
| 牛・水牛・馬                     | 1頭     |
| 鹿・めん羊・山羊・豚・いのしし            | 6頭未満   |
| 鶏・あひる・うずら・きじ・<br>ほろほろ鳥・七面鳥 | 100羽未満 |
| エミュー・だちょう                  | 10羽未満  |